

**施設サービス・短期入所サービスの  
食費と居住費(滞在費)に対する減額制度  
介護保険負担限度額認定(特定入所者介護サービス費)のご案内**

減額認定制度を利用するためには申請をして認定を受ける必要があります。

介護保険の施設サービス(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院)や、短期入所サービス(ショートステイ)を利用するかたの食費や居住費(滞在費)の負担軽減を図る制度です。

申請し認定を受けると「介護保険負担限度額認定証」が交付され、その認定証を利用施設へ提示することで、食費や居住費(滞在費)については限度額までの支払いとなります。

なお、一部の施設では、この減額制度を使うことができません。ご利用の際は、施設にご確認ください。

**■介護保険負担限度額認定該当要件(以下の要件をすべて満たすかた)■**

- 1 住民税非課税世帯(世帯員全員が非課税)であること
- 2 住民票を別にしていない配偶者がいる場合、その配偶者のかたも住民税非課税であること
- 3 預貯金等の額が一定額以下であること

**■食費と居住費(滞在費)の負担限度額(令和7年8月から)■**

利用者 負担段 階区分	対象者		1日当たりの食費		1日当たりの居住費(滞在費)			
	所得に関する 要件	資産に関する要件 (※1)	施設 サービス	短期入所 サービス	多床室	従来型個室	ユニット型 個室の 多床室	ユニット型 個室
第1 段階	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	預貯金等が 1,000万円以下、 夫婦の場合 2,000万円以下	300円	300円	0円	550円 (380円)	550円	880円
第2 段階	住民 税 非 課 税	年金収入等(※2) の合計が 80.9万円以下	390円	600円	430円	550円 (480円)	550円	880円
第3 段階 ①		年金収入等(※2) の合計が 80.9万円超120 万円以下	650円	1,000円	430円	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円
第3 段階 ②		年金収入等(※2) の合計が 120万円超	1,360円	1,300円	430円	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円
第4 段階 (※3)	非 該 当	老健・医療院等で 室料を徴収しない場合	1,445円		437円 (915円)	1,728円 (1,231円)	1,728円	2,066円
		老健・医療院で 室料を徴収する場合			697円			

( )内は介護老人福祉施設(特養)と短期入所生活介護の場合

※1 第2号被保険者(65歳未満)のかたの資産に関する要件は、利用者負担段階区分にかかわらず1,000万円以下(夫婦の場合2,000万円以下)となります。

※2 年金収入等とは、課税年金(厚生年金、国民年金)収入額、非課税年金(遺族年金、障害年金等)収入額、その他の合計所得金額(合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額)の年間合計金額のことを言います。

※3 第4段階(非該当のかた)に記載されている金額は、国が施設における平均的な費用などにより定める標準的な金額です。実際の費用は施設との契約によりますので、施設にご確認ください。

■預貯金等に含まれるものと確認方法■

預貯金等に含まれるもの	確認のための提出書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンキングであれば口座残高ページの写し)
投資信託	銀行、信託銀行証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
有価証券(株式、国債、地方債、社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
現金	自己申告
負債(借入金、住宅ローン)	借用証書等の写し

■提出書類■

- 1 申請書
- 2 同意書
- 3 本人および配偶者が保有している「預貯金等」が確認できるものすべて(上表参照)

※通帳の写しは以下①～③が必要です。必ず最新情報を記帳し、写しをお取りください。

- ① 表紙を1ページめくった見開き部分(金融機関名、店名、口座名義、口座番号等の記載されたページ)
- ② 直近2か月の預貯金の入出取引(年金受給金額を含む)と最終残高が確認できる部分  
(例)6/17申請⇒4・5・6月分
- ③ 定期・定額・貯蓄・積立貯金等がある場合は、貯金預入明細が確認できる部分

ご提出いただきました情報、書類については、個人情報の厳正な管理のもと負担限度額認定関連の手続き以外には使用しません。

■介護保険負担限度額認定は電子による申請ができます■

マイナンバーカードを利用した電子による申請方法(ぴったりサービス)があります。

申請には以下のものがが必要です。詳しくは右下の二次元コードから「電子による申請(ぴったりサービス)」の箇所をご確認ください。

【申請に必要なもの】

- 1 本人又は代理申請者のマイナンバーカード(電子署名時に英数字6桁以上の署名用電子証明書用暗証番号が必要です。)
- 2 マイナポータルアプリ
- 3 以下①から③のいずれかの電子機器
  - ①スマートフォン
  - ②PCと「ICカードリーダーライター又はスマートフォン」
  - ③タブレットと「ICカードリーダーライター又はスマートフォン」
- 4 申請手続きに必要な添付書類(上記の■提出書類■の2と3)



申請先および問い合わせ先

目黒区健康福祉部介護保険課介護保険給付係

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 電話 03-5722-9847 (直通)